

## 平成29年度第7回南関町農業委員会会議録

平成29年10月10日(火)  
午前10時00分開会  
南関町役場第一会議室

### 一、開会宣言

### 二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名  
9番 北原照代君  
10番 竹島久利君
5. 議 事  
第20号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
第21号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第22号議案 農地利用集積計画の承認について  
第23号議案 非農地化について
6. その他
7. 閉 会

### 三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 松本 泰典 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
7番 荒木 茂 君	8番 田崎 芳憲 君
9番 北原 照代 君	

### 四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

### 五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺本 藤雄 君  
書 記 上 田 賢 君

## 平成29年度第7回南関町農業委員会会議録

### 議事の経過

-----○-----

開会 午前10時00分

#### 1. 開会

○副会長（竹島 久利君） ただいまから第7回の農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） では、始めていきたいと思います。

本日は、全員出席でありますので、総会が成立することを報告いたします。

-----○-----

#### 2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） 農業委員憲章朗読は、今回は省略します。

それでは、会長、挨拶をお願いいたします。

-----○-----

#### 3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） おはようございます。

稲刈りもいよいよ始まりまして、今週はどうかお天気がいいようでございますので、かなりはかどるんじゃないかならうかと思われませんが、まだ土曜・日曜あたりは天気も下り坂ということでございます。今日は、そういうこともございまして、朝の10時からということで開会したところでございます。

また、今日は衆議院も解散されまして、今日告示、22日選挙ということで、私たちにとってみれば大事な選挙かもしれませんが、農作業のほうは忙しくて、なんもかもないような状況でございます。今後、農業関係を重点にしてもらう候補者をえんでいくなればというふうに考えておるところでございます。

忙しいときでございますので、早速始めたいと思います。どうぞよろしく願いしときます。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございました。

以後の議事の進行は、松村会長をお願いいたします。

携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願い申し上げます。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） それでは、これより議事に入ります。

まず、議事録署名人の指名をいたします。今回は議事録署名委員として、9番、

北原委員、10番、竹島委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

-----○-----

## 5. 議 事

○議長（松村 公正君） それでは、審議に入ります。

第20号議案、農地法第3条1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、第20号議案、農地法3条第1項の規定による農地の許可申請についてご説明いたします。

1番から4番は一つの申請になります。受付日、平成29年9月11日、申請番号91号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。また、申請人のうち、譲渡人が9月29日にお亡くなりになっておりますが、申請自体は有効となっております。

次に、5番、受付日、平成29年9月20日、申請番号97号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。

6番から9番は取り下げとなっております。

次に、10番から41番は一つの申請になります。受付日、平成29年9月25日、申請番号98号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、賃貸借となり、期間は20年です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。

20号議案は、農地法第3条1項の規定に基づく許可申請3件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員さんよりの補足説明をお願いいたします。

まず、6番、山本委員。

○6番（山本 精武君） はい、6番の山本です。2日に事務局と推進委員の前川さんと3人で現地確認に行ってきましたので、報告します。

場所は、○○○の押しボタンのほうから入って、○○○に行く道路沿いです。これ一番上は畑になっていますけども、この地図ではちょっと囲いがしてありませんけど、この町道の左側が現状は山でした。杉の木が30年生以上の杉山で、現況は杉山になっておりました。

そすと、2番目の田んぼは、その町道を挟んで、右下にちょっと長いのがありますけども、そこがもともと田んぼですけど、ここ2、3年作ってなかつじやなかろうかというぐらいの感じで、草も今年1年刈ってないんじゃないかというぐらいの

状態でした。

そすと、3番目が、それをもう少し〇〇〇のほうに行きますと、また町道の左下になります。この地図では右下になりますけども、そこの田んぼも耕作はしてありませんで、見た感じ何年も作ってないかと思いましたが、なんか落ち穂から穂が出て、ぱらぱらと稲が立っておりましたので、昨年までは稲を作られとったんじゃないかならうかと思えます。

それと、4番目は、白い建物は〇〇〇の建物です。入り口、進入はちょっと違うんですけど、現況は栗山になっておりました。その横に私が管理しとる田んぼがあるんですけど、ほぼ30年以上、栗山になっていると思えます。親子関係ということで、なんら問題ないと思えますので、審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（松村 公正君） 続きまして、10番委員、竹島委員、お願ひいたします。

○10番（竹島 久利君） はい、10番の竹島です。6日に推進委員の平川君と現地調査をしました。事務局と一緒に現地調査に来てもらいました。

現地は、地図を見てもらうとおひ、圃場整備したあとの田んぼで、本人さんは、4、5年前に静岡のほうから帰ってきて、今現在、百姓をしております。なんらそのまま農業をするということで、なんら問題ないと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（松村 公正君） はい、続きまして、8番、田崎委員、お願ひいたします。

○8番（田崎 芳憲君） はい、10番から41番までですかね。6日に地元推進委員の森君と事務局3人で現地へ行きました。

これは、向かい側が農協の〇〇〇、あの周辺のお茶畑ですね。このお茶畑も数年前前から耕作を放棄されて、ちょっと山まではいかんばってんが、放任状態になつとったです。これを借り受けて、キウイフルーツですかね、あれを作られるそうです。一応会社ですので、会社の詳細は事務局のほうからちょっと説明をしてもらいます。

○議長（松村 公正君） はい、よかですよ。

○事務局（上田 賢君） はい、では、10番から41番の案件の補足の説明をさせていただきます。

申請する会社なんですけども、現在、他の県で、宮崎と山口だったかと思うんですけど、そちらのほうで既にキウイフルーツの育生事業をされております。・・・、今、各地を、九州内が主だと思うんですけども、探されて、ある一定規模以上のところを探されているというところで、今回の案件にたどり着かれました。キウイフルーツの実績も既にあられるということで、会社としての実績もあるということで問題はないかと思っております。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（松村 公正君） はい、ただいま事務局、委員さんの説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

私が一番心配したつは、1番から4番の〇〇〇さんの件ですが、亡くなられたちゅうことですが、そるき相続じゃないかということでお尋ねしたわけですが、申請のほうが早かったから贈与でもかまわんちゅうことですが、このままいい。

○6番（山本 精武君） 29日がお葬式やったですもんね。私も行ったんですけどもね。ここは、息子さんも県外に住んでおられるようで、私のほうではちょっとこれからますます管理ができのじゃなからうかとちょっと心配しておりますけど。

○9番（北原 照代君） すみません、・・・。

○議長（松村 公正君） はい、どうぞ。

○9番（北原 照代君） 許可日はいつになってるんですかね。今日ですか。

○事務局（上田 賢君） 許可日は、今日になります。

○9番（北原 照代君） 今日ですよ。

○事務局（上田 賢君） 私も最初亡くなられたので、申請自体はどうかなというので、ちょっと調べてみたんですけども、亡くなられたということで、相続の開始前にされた申請というのは、一応申請自体は有効だと。受け手が亡くなられた場合は、そもその申請自体がという話なんですけど、譲渡人の場合には申請自体は有効で、そのまんま、あとは普通の審議をするというような形で。

○9番（北原 照代君） 贈与みたいな。

○事務局（上田 賢君） はい。ものの本に書いてありました。

○9番（北原 照代君） そうですか。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。

○5番（原 靖君） すみません、はい。

○議長（松村 公正君） はい、どうぞ。

○5番（原 靖君） 5番、原です。

○議長（松村 公正君） はい、どうぞ。

○5番（原 靖君） 10番から以降の〇〇〇の今、実際なんか作ってられる会社なんですか。

○事務局（上田 賢君） はい、他県でキウイフルーツを既に。

○5番（原 靖君） キウイフルーツを。

○事務局（上田 賢君） 同じ作物ですけども、作付けをされております。

○5番（原 靖君） すみません、他県ってどこですか。

○事務局（上田 賢君） 宮崎と山口だったと思います。

- 5番（原 靖君） 宮崎で。面積は、相当作ってられるんですかね。
- 事務局（上田 賢君） 今回の規模と同程度のものをそれぞれ作ってらっしゃるという事です。
- 5番（原 靖君） わかりました。
- 議長（松村 公正君） ほかにございませんか。  
(ありませんの声)
- 議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。  
第20号議案について、原案のとおり採決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第20号議案は原案のとおり決定いたします。  
続きまして、第21号議案、農地法5条1項の規定による許可申請を議題といたします。  
事務局よりの説明をお願いいたします。
- 事務局（上田 賢君） はい、第21号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。  
1番と2番は一つの申請になります。権利の種類は所有権移転。受付日、平成29年9月25日、申請番号100号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、売買による所有権移転です。転用の目的は専用户建住宅です。1番が持分10分の9、2番が持分10分の1の共有の申請になります。  
3番と4番は取り下げになっております。  
事務局からの説明は以上です。
- 議長（松村 公正君） それでは、私のほうから一言。  
1番、2番は、〇〇〇の横でございまして、住宅の横でございまして。隣に野菜畑等がございまして。家庭菜園をされておりました。なんら問題ないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。  
この件につきまして、何かご意見ございませんか。  
(ありませんの声)
- 議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。  
第21号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)
- 議長（松村 公正君） 異議なしと認め、21号議案は原案のとおり許可相当であると意見決定いたします。  
続きまして、第22号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といた

します。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、第22号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番と2番は同一の申請になります。利用権等の種類は賃借権、土地の所在等は記載のとおりで、合計面積は2,383㎡、期間は5年です。

3番から11番までは中間管理機構の特例事業となります。

3番から5番は同一の申請になります。利用権等の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、合計面積は2,353㎡です。

次に、6番ですが、利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、面積は1,728㎡です。

次に、7番ですが、利用権の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、面積は1,160㎡です。

すみません、追加で3番から7番は、高久野基盤整備関係の申請となっております。

次に、8番から11番ですが、利用権等の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、面積は3,415㎡です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第22号議案は、農地経営基盤強化促進法に基づく農用地利用計画集積計画5件でございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご質問ございませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第22号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第22号議案は原案のとおり承認されました。

続きまして、第23号議案、「非農地化について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、23号議案、非農地化についてご説明いたします。すみません、資料は別添の、こちらのをご覧ください。

○議長（松村 公正君） 先ほどのやつはもらって、それはまわしてください。

○事務局（上田 賢君） 提案理由は、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に

該当するか否かの判断基準に基づき判断したいので、本会の審査を求めるものであります。

なお、本会の審査の結果、非農地に該当すると判断した場合には、その所有者に対し非農地通知書を、また県、法務局等の関係機関に対し非農地通知一覧表を送付するものであります。

今回は、別添資料で提出しております細永地区の7筆、6,219㎡でございます。調査の結果を一覧表に記載しています。また、現在回覧で回していただいておりますが、現況の写真をご覧いただければと思います。現況としましては、竹や雑木が確認できたところです。非農地の判断基準としては、農地への復元が不可能な土地7筆、また経済課に非農地として取り扱いをしても各種事業に影響がないかの確認を行い、影響がない旨、回答をいただいております。各種事業といたしますのは、南関町農業振興地域整備計画、経営所得安定対策事業、多面的機能支払交付金事業、中山間直接支払交付金事業が該当いたします。

以上のことから農地に該当しないとすることが適当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(雑談あり)

○議長(松村 公正君) ありがとうございます。

第23号議案は、非農地化計画7件でございます。

事務局の説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

○6番(山本 精武君) 写真を見た感じじゃ、タケノコ山になっとったり、山林ばかりですね。

○議長(松村 公正君) 今後、やっぱ山本委員がさっき言われたごつ、相続人がこっち地元におらんなら、おつてもあるつとは間違いなかし、おらんとますますですね。今、言うてきよる中間管理機構による基盤整備、あれあたりに小規模ばできれば、一括して借り手があれば、ただででくるそうですけん、個人負担がないようにしてでくるそうでございますので、そういうのを取り組んでいかんといかんとかなと思っております。

何かございませんか。

(ありませんの声)

○議長(松村 公正君) ないようでございますので、採決いたします。

第23号議案について、非農地化に判断することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) 異議なしと認め、第23号議案は非農地化に判断することに

決定いたしました。

-----○-----

## 6. その他

○議長（松村 公正君） 続きまして、その他、何か報告事項ございますか。

○事務局（上田 賢君） いや、その他は特にございません。

○議長（松村 公正君） 皆様から何かございませんか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、お諮りいたします。

本日の議決事件の字句の整理を議長に一任させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様には慎重審議いただきまして、ありがとうございます。これで議長の席をおりさせていただきます。

-----○-----

## 7. 閉 会

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、ありがとうございます。

○議長（松村 公正君） 帰ってからしっかり稲刈り頑張ってください。

○事務局長（寺本 藤雄君） はい、それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（竹島 久利君） はい、起立。

これをもちまして、第7回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午前10時・・分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人